

4月から高校生世代・障がいのある人の医療費助成を拡充します

問保険年金課〔東庁舎〕 TEL71-2324 FAX72-2460

4月から下記の対象者の医療費助成を拡充するため、**2月上旬ごろ**に対象者に対し福祉医療費受給券(まるふく)の申請書を送付します。申請書に記入し必要書類を添えて、**3月8日(金)まで**に同封の返信用封筒で提出してください。福祉医療費受給券(図1、2 ピンク色)は申請書受付後、3月中旬から順次発送します。

通知のない人で対象になると思われる人は問へお尋ねください。

高校生世代

■対象者 義務教育終了から18歳になり最初の3月31日まで(所得制限なし)

■自己負担金 保険診療の自己負担金全部を助成します

■必要書類 健康保険証の写し

※就学などのため対象者が市外に転出している場合も、住民登録のある保護者が監護している場合は対象となります。

障がいのある人

■対象者 新たに対象となる人

・精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人

・身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のうち2種類の手帳を持つ人

※本人・配偶者・扶養義務者に所得制限があります。詳しくは問へ。

■自己負担金

通院 1診療報酬明細あたり500円

入院 1日あたり1,000円(月額14,000円が上限)

※本人・配偶者・扶養義務者が非課税の場合は保険診療の自己負担金全部を助成します。

■必要書類 健康保険証および各手帳の写し

※自立支援医療(精神通院医療)を利用されている人は、原則、精神障害者精神科通院医療費助成制度(精神まるふく)の利用をお願いします。

図1

滋賀県内のみ有効				
(福) 福祉医療費受給券 (高校生世代)				
福祉番号		40252108	受給者番号	*****
受給者	居住地	湖南市*****		
	氏名	湖南 花子		女
	生年月日	**年**月**日		
有効期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
発行機関の 長及び印		湖南市長 (印)		
交付年月日		令和 年 月 日		
自己負担金		無		

図2

滋賀県内のみ有効				
(福) 福祉医療費受給券				
福祉番号		*****	受給者番号	*****
受給者	居住地	湖南市*****		
	氏名	湖南 花子		女
	生年月日	**年**月**日		
有効期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	
発行機関の 長及び印		湖南市長 (印)		
交付年月日		令和 年 月 日		
自己負担金		自己負担金がある場合には、福祉医療費助成費助成要綱別表に定める以下の自己負担金が必要です。 入院：1日当たり1,000円(月額14,000円限度) 通院：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない。)		

※保険診療外の自己負担額(健康診断、予防接種、入院時の食事代など)は助成の対象外です。

※生活保護を受けている場合、児童福祉施設などに入所している場合はその制度が優先となります。

※受給券は県内のみ有効です。県外で受診された場合は、医療機関で保険診療分を支払った後、領収書などをお持ちのうえ問へ払い戻しの申請をしてください。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のお知らせ

問福祉政策課〔東庁舎〕 TEL71-2359 FAX72-3788

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯などへ給付金を支給します。

■対象 基準日(令和5年12月1日)において湖南省に住民基本台帳の登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯。

※住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯および他市区町村で同様の給付金を受けている人のいる世帯は対象外。

■支給額 1世帯当たり7万円

■支給手続き 令和5年8月～12月に市から3万円の給付金を支給した世帯へは1月下旬に確認書を発送しています。その他の対象と思われる世帯へは2月中旬から順次確認書などを発送予定です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

■その他の給付金 以下の給付金については、現在、支給に向けた準備を行っています。支給時期などは未定です。詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせするほか、対象と思われる世帯へ通知書などを送付する予定です。

- ・令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯当たり10万円)
- ・低所得者の子育て世帯への加算(世帯で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円)



市ホームページ

令和5年6月2日以降に湖南省へ転入した住民税非課税世帯でいずれの市区町村からも3万円給付金を受け取ることができなかった世帯は、湖南省で給付金を受け取ることができる可能性があります。詳しくは市ホームページまたは問まで。

予約制小型乗合タクシー「あいのりこなん」の実証運行を終了します

問都市政策課〔東庁舎〕 TEL69-5602 FAX72-7964

これまで甲西南線エリアと医療センターエリアを対象として実証運行をしていた予約制小型乗合タクシー「あいのりこなん」は令和6年3月31日をもって終了します。

4月から対象のエリアではコミュニティバスでの運行に戻ります。バス運行となることで路線や時刻に制限が出ます。これまで、予約制小型乗合タクシーを利用していた人は、路線および時刻を確認いただき4月以降にお間違えのないよう気をつけてください。

なお、コミュニティバス時刻表の発行は3月末ごろを予定しています。市ホームページにて路線や時刻などを随時更新しますので確認いただきますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



市ホームページ

コミュニティバスに関する運賃などの意見を募集します

問地域公共交通会議(事務局:都市政策課〔東庁舎〕)

TEL69-5602 FAX72-7964

✉toshisei@city.shiga-konan.lg.jp

4月からコミュニティバス路線を再編し、新たに路線新設を行うことに伴い、運賃に関する意見を募集します。意見は、市ホームページの意見フォームに入力するか意見書をダウンロードし、問まで送付してください。

なお、電話や口頭では受けられません。

■募集期間 2月2日(金)～16日(金)

■意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、個人情報を除き回答と併せて市ホームページで公表します。なお、いただいた意見への個別回答はしませんのでご了承ください。



市ホームページ

確定申告の準備はお済みですか？

問 税務課〔東庁舎〕 TEL71-2319 FAX72-2460

令和5年分確定申告期間は2月16日(金)から3月15日(金)です。税務署や市の申告相談会場は大変混雑します。会場に行く前に、申告に必要な書類を十分に確認しておいてください。

また、市の申告相談会場では受付できない申告もありますのでご注意ください。

確定申告相談日程など詳しくは、広報1月号または市ホームページをご覧ください。

市の申告相談会場はインターネットから受付予約ができます

右のQRコードを読み取り必要事項を入力して予約してください。

※予約のない人は例年通り先着順での受付となります。

※電話での予約受付は行っていません。

詳しくは申告相談予約フォームトップ画面の【予約に関する注意事項】をご確認ください。



申告相談予約フォーム

■時間 午前10時～午後3時30分(1枠30分)

■予約枠数 1日24枠

■日程(土曜日・日曜日・祝日を除く)

相談日	会場	相談日	会場
2月16日(金) ～21日(水)	菩提寺まちづくりセンター	3月4日(月) ～7日(木)	市民学習交流センター (サンヒルズ甲西)
2月26日(月) ～29日(木)	西庁舎	3月11日(月) ～14日(木)	共同福祉施設 (サンライフ甲西)

次の人は税務署の申告会場で確定申告を！

- ・確定申告書の控えに受付印が必要
- ・令和5年分以外の確定申告をする
- ・不動産や株式などの譲渡所得や退職所得がある
- ・収支内訳書の内容の相談や青色申告をする
- ・亡くなった人の申告をする
- ・申告分離課税を選択した配当所得がある
- ・令和6年1月1日時点で湖南省に住民票がない
- ・1回目の住宅借入金等特別控除を受ける

水口税務署からのお知らせ

確定申告会場は混雑が予想されるため、自宅からのスマートフォン申告をお試しください！
申告書は国税庁のホームページから作成・送信できます。

会場での申告書の作成・相談日程

■開設期間 2月16日(金)～3月15日(金)(土曜日・日曜日・祝日を除く)

■受付時間 午前9時～午後4時

※来場者数によっては、受付時間内でも受付を締め切る場合があります。

※会場の入場には、「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は当日会場で取得するか税務署の公式LINEからも取得できます。

■場所 サントピア水口(甲賀市共同福祉施設)甲賀市水口町北内貴1-2

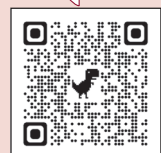
作成済の申告書などは、郵送または税務署内の窓口で提出してください。

(〒528-8555 甲賀市水口町水口5587番地3 水口税務署個人課税部門あて)



確定申告書等
作成コーナー

入場整理券は
こちらから！



国税庁ホームページ

問 水口税務署 TEL62-0314(代)

令和5年12月湖南省議会定例会

問総務課〔東庁舎〕 TEL71-2357 FAX72-3390

令和5年11月29日から12月20日まで行われた市議会定例会で、審議のうえ可決・同意された主な議案は次のとおりです。

■条例

- 湖南省個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、個人番号の独自利用事務および特定個人情報の庁内連携に関する事項について、所要の改正を行うもの。
- 湖南省印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
…コンビニ交付サービスの利用にあたり、個人番号カードに加え、電子証明書が搭載されたスマートフォンでも申請ができるよう、所要の改正を行うもの。
- 湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…国における指定職の期末手当の改定に準じて、議会議員お

よび特別職の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うもの。

- 湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
…人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に基づいて、職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うもの。
- 湖南省国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
…国民健康保険法施行令および地方税法の一部改正に伴い、産前産後期間の被保険者所得割額および均等割額を減額することについて、所要の改正を行うもの。
- 湖南省福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
…高校生世代の子ども、および精神障がい者に対する医療費助成を拡充するため、所要の改正を行うもの。
- 湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
…地域の自主性及び自立性を高

めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

- 湖南省屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
…都市計画法の改正に伴う条番号のずれの修正および屋外広告物管理者要件の変更について、所要の改正を行うもの。
- 湖南省道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
…道路法施行令の一部改正を受けて、道路占用料の改定を行うため、所要の改正を行うもの。
- 湖南省手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
…戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号が令和6年3月1日に施行されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、新たに手数料を徴収する事務が追加されるため、所要の改正

を行うもの。

■令和5年度補正予算

- 湖南省一般会計補正予算（第7号）
…歳入歳出それぞれ2607万2千円を追加し、補正後の額を234億5101万5千円とするもの。
- 湖南省一般会計補正予算（第8号）
…歳入歳出それぞれ3億2554万5千円を追加し、補正後の額を237億7656万円とするもの。
- ほか5会計
- 人事（敬称略）
● 人権擁護委員候補者の推薦
亀井 由美子
北村 清信
- 指定管理者の指定
● 湖南省社会福祉センター
…社会福祉法人湖南省社会福祉協議会
- 湖南省共同福祉施設
…湖南省商工会
- その他
● 市道路線の認定について
…認定路線 2路線

事前予約制

スマートフォン教室・相談会を開催します

閩行財政改革推進課 ICT推進室(東庁舎) TEL71-2350 FAX72-3390

問い合わせ番号	日 程	場 所	時 間
5012	2月5日(月)	石部まちづくりセンター	①午前9時30分～10時30分 ②午前11時～正午 ③午後2時～3時 ④午後3時30分～4時30分
	2月6日(火)	菩提寺まちづくりセンター	
	2月7日(水)	菩提寺コミュニティセンター	
	2月8日(木)	岩根まちづくりセンター	
5011	2月13日(火)	三雲コミュニティセンター	
	2月14日(水)	菩提寺コミュニティセンター	
予約連絡先:TEL0120-121-525(電話の際に問い合わせ番号をお伝えください)			

日 程	場 所	時 間	
2月5日(月)	菩提寺まちづくりセンター	①午前10時～11時 ③午後 1 時～ 2 時 ⑤午後 3 時～ 4 時	②午前11時～正午 ④午後 2 時～ 3 時 ⑥午後 4 時～ 5 時
2月6日(火)	三雲コミュニティセンター		
2月7日(水)	石部南まちづくりセンター		
2月9日(金)	三雲コミュニティセンター		
2月15日(木)	柑子袋まちづくりセンター		
予約連絡先: TEL0120-685-734(午前11時～午後 6 時)			

■内容 電源の入れ方、アプリのインストール方法、地図アプリの利用方法、公共施設予約システムの利用方法、スマートフォンの使い方に関する相談など
※講座の日程により内容・場所が異なります。詳しくは予約時にお問い合わせください。

湖南市広報アンケートを実施します

閩秘書広報課(東庁舎) TEL71-2300 FAX72-1467

昨年行ったアンケートではホームページで情報が探しにくい・見にくいといった回答が多く、ホームページの見直しが必要なが分かりました。今回のアンケートでは、皆さんがホームページを利用するとき、どのルートで情報を探し分かりにくさを感じておられるのか、さらに確認を進めるためのアンケートとなっています。またアプリこなんいろの機能について改善するための質問をしています。

なお、結果については広報紙やホームページで公表します。市からの情報発信が豊かなものになりますようぜひご協力をお願いします。

■実施期間 2月29日(木)まで

アンケートは市ホームページから直接回答できます。また市役所(東庁舎・西庁舎)、(石部南・石部・柑子袋・菩提寺・岩根・下田)まちづくりセンター、三雲コミュニティセンター、市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)にアンケート用紙を設置しています。



回答フォーム



令和6年

湖南省消防出初式

国危機管理・防災課(東庁舎)

TEL 71-2311

FAX 72-2000

1月7日、新春を飾る恒例の湖南省消防出初式が甲西文化ホールで行われました。

式では、長年にわたり活躍した退団者へ感謝状が贈られ、消防団活動において輝かしい功績を上げられた団員が表彰を受けられました。

感謝状が贈られた退団者の皆さんと表彰を受けた団員の皆さんは次のとおりです。

(敬称略)

滋賀県消防協会長感謝状(退職者)

15～30年勤続感謝状

元分団長 岡本 基秀

元副分団長 栗田 昌茂

元班長 中村 哲也

元班長 青木 樹志

元班長 松林 利光

元班長 原田 康

5～15年勤続感謝状

元部長 濱村 亮輔

元部長 谷口 雅哉

元班長 望月 敏行

元班長 宮島 哲也

元班長 奥村 重幸

元班長 吉川 智幸

元班長 吉澤 文彦

元班長 スラメット スプリヤント

日本消防協会会長表彰

勤続章(伝達)

副団長 井上 太

滋賀県知事表彰

永年勤続功労章(伝達)

第1分団団員 山元 勝司

第1分団団員 石本 広明

勤続功労章(伝達)

第1分団副分団長 田村 修治

第1分団団員 井上 大樹

第1分団団員 山中 新造

第1分団団員 植田 孝幸

第1分団団員 山中 聡

第1分団団員 奥村 司

滋賀県消防協会会長表彰

功績章(伝達)

第5分団副分団長 黄之瀬 豊

第2分団副分団長 青木 政志

勤功章

第2分団副分団長 菅沼 宣行

第1分団副分団長 並河 和宏

第1分団副分団長 木村 恒夫

第2分団副分団長 中村 欣正

第4分団副分団長 小西 徹次朗

20年勤続表彰

10年勤続表彰

第1分団副分団長 田村 修治

第1分団副分団長 井上 大樹

第1分団副分団長 山中 新造

第1分団副分団長 植田 孝幸

第1分団副分団長 山中 聡

第1分団副分団長 奥村 司

第2分団副分団長 中井 徹

第2分団副分団長 森元 啓文

第2分団副分団長 千代 吉一

第2分団副分団長 橋本 真人

第2分団副分団長 園田 怜士

第2分団副分団長 高畑 健太郎

第2分団副分団長 望月 孝至

第2分団副分団長 森岡 伸太郎

第2分団副分団長 井上 隆

第2分団副分団長 平田 健人

第2分団副分団長 山本 匡暢

第2分団副分団長 日暮 透

第2分団副分団長 吉川 彰勇

第2分団副分団長 上田 健司

第2分団副分団長 山川 健

第2分団副分団長 吉川 徹

第2分団副分団長 岡本 賢次

第2分団副分団長 中川 将気

第2分団副分団長 村山 慎介

第2分団副分団長 谷口 大樹

第2分団副分団長 奥村 順

第2分団副分団長 坂 雅幸

第2分団副分団長 團野 靖秀

第2分団副分団長 東 雄一

第2分団副分団長 坂 大輔

第2分団副分団長 石本 日香

第2分団副分団長 高畑 保明

功績章

第2分団副分団長 園 拓郎

第1分団副分団長 竹川 高志

第1分団副分団長 池田 幹太郎

第1分団副分団長 参上 崇史

第1分団副分団長 黒川 光記

第1分団副分団長 井内 大輔

第2分団副分団長 中村 友和

第2分団副分団長 真野 康幸

第2分団副分団長 井上 哲

第2分団副分団長 西本 剛典

第2分団副分団長 井上 敬史

第2分団副分団長 木村 嘉弘

第2分団副分団長 吉川 輝彦

第2分団副分団長 瀧野 修二

第2分団副分団長 阪本 遼

第2分団副分団長 泉 和義

第2分団副分団長 奥村 順

第2分団副分団長 小島 知之

第2分団副分団長 伴 良一

第2分団副分団長 望月 弘志

第2分団副分団長 南 洋貴

第2分団副分団長 村井 信之

第2分団副分団長 青木 傑

第2分団副分団長 薦田 豊

第2分団副分団長 浅井 智史

第2分団副分団長 東良 一成

第2分団副分団長 藤井 慎也

第2分団副分団長 馬場 基樹

第2分団副分団長 黒原 健太郎

3年勤続表彰

第1分団副分団員 東西 将宣

第1分団副分団員 石本 日香

第1分団副分団員 中村 亮太

第1分団副分団員 石本 愛夢

第1分団副分団員 仙波 典

第2分団副分団員 橋本 悠平

第2分団副分団員 重田 征宏

第2分団副分団員 濱田 義政

第2分団副分団員 南 健太郎

第2分団副分団員 稲本 諒

第2分団副分団員 勝見 亮太

第2分団副分団員 杉山 諒典

第2分団副分団員 外尾 公祐

第2分団副分団員 谷 一弥

第2分団副分団員 中土 翔太

第2分団副分団員 吉川 陽一郎

第2分団副分団員 今井 裕太

第2分団副分団員 千代 元喜

第2分団副分団員 園田 武史

第2分団副分団員 曾我部 一帆

第2分団副分団員 菅沼 貴伸

第2分団副分団員 西村 俊樹

第2分団副分団員 位田 貴志

第2分団副分団員 黄瀬 拓巳

第2分団副分団員 松村 英城

第2分団副分団員 黒川 亨

第2分団副分団員 山本 諒

第2分団副分団員 栗田 一郎

第2分団副分団員 森田 翔

第2分団副分団員 井上 誠也

滋賀県消防協会甲賀広域支部長表彰

第3分団副分団員 上西 真登

第3分団副分団員 山本 昌毅

第3分団副分団員 野島 宏明

第3分団副分団員 森田 樹也

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 高畑 輝正

第3分団副分団員 森田 将也

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

第3分団副分団員 山本 翔太

令和5年度湖南省消防団新入団員(15人)

第1分団 千代 元喜

第2分団 園田 武史

第2分団 曾我部 一帆

第2分団 菅沼 貴伸

第2分団 西村 俊樹

第2分団 位田 貴志

第2分団 黄瀬 拓巳

第2分団 松村 英城

第2分団 黒川 亨

第2分団 山本 諒

第2分団 栗田 一郎

第2分団 森田 翔

第2分団 井上 誠也



マイナンバーカードの手続きは お済みですか

問市民課(東庁舎) TEL71-2323 FAX72-2460

マイナンバーカード申請窓口

市内の公共施設や商業施設で、マイナンバーカード申請窓口を開設しています。まだマイナンバーカードを作成していない人や、マイナンバーカードの申請方法がわかりにくい人などはぜひお気軽にお立ち寄りください！日程など詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

マイナンバーカードご自宅訪問申請サービス

手続きのため市役所へ行くことが難しい人などを対象に、市職員がご自宅に訪問し申請書の作成や顔写真の撮影までの手続きを受け付けるサービスを行っています。

できあがったマイナンバーカードは、ご自宅に簡易書留郵便で送付します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

第19回湖南省美術展

問美術展実行委員会事務局(文化スポーツ課)
〔甲西文化ホール〕

TEL72-2133 FAX72-7305

「絵画」「書」「写真」「工芸・立体」の4部門で募集した入選作品展です。市内外から寄せられた力作をご覧ください。

■期間 2月5日(月)～11日(日・祝)

午前9時～午後5時(11日は午後4時まで)

■場所 市民学習交流センター(サンヒルズ甲西)

■パフォーマンス事業

2月10日(土) 午前10時～午後4時

書の部、工芸・立体の部で、実行委員が作品制作を実演します。興味のある人は制作体験もできます。

■表彰式・作品鑑賞会

2月11日(日・祝) 午後1時30分～

※作品鑑賞会は、書の部のみ2月5日(月)午後2時から行います。

フレイルを知ろう！広めよう！フレイルサポーター養成講座

問健康政策課(保健センター) TEL72-4008 FAX72-1481

フレイルとは、加齢とともに心身が弱ってきた「健康」と「要介護状態」の間です。健康長寿のためにはフレイルを知って予防することが大切です。一緒にフレイル予防について学びませんか。

●フレイルサポーターって？

自分自身や身近な人、地域の皆さんにフレイル予防を伝えるボランティアです。いきいき百歳体操など市民の集まる場所に出向き、フレイルチェックや体力測定をサポートをしていただきます。

●こんな人におすすめ！

- ・健康やフレイル予防に興味があり、いつまでも元気に暮らしたい
- ・地域のために人とのかかわる活動や、何かできることをしたい
- ・フレイル予防を市民に広めたい！

■日程・内容 ※変更になる場合があります

2月21日(水)午前9時30分～11時30分

第1回 「健康長寿のキーワード！フレイル予防とは」 龍谷大学 井上辰樹さん

2月28日(水)午前10時～11時30分

第2回 「お口のフレイル予防とは？」 歯科衛生士 山本智子さん

2月28日(水)午後1時30分～3時

第3回 「食事でフレイル予防！」 管理栄養士 田中美智子さん

※希望者は不足しがちな「たんぱく質」に着目した弁当を試食できます。

3月1日(金)午前9時30分～11時30分

第4回 「実践！フレイルチェックと体力測定」 甲西リハビリ病院 久保貴弘さん

3月6日(水)午前9時30分～11時30分

第5回 「みんなで考えよう、湖南省のフレイル予防！」

■場所 保健センター(夏見)

■定員 30人程度(先着順、全日程参加者優先)

■申込方法 2月1日(木)～16日(金)までに電話またはFAXで問へ。

～こなんSDGsカレッジ×湖南省選挙管理委員会～ 湖南省若者選挙ワークショップを開催しました！

問選挙管理委員会(東庁舎) TEL71-2357 FAX72-3390

若者の投票率の向上をめざし、1月6日(土)に湖南省若者選挙ワークショップを開催しました。このワークショップでは、選挙管理委員会の講義や模擬選挙を通して学生の皆さんに選挙に対する理解を深めてもらうとともに「湖南省オリジナル投票済証」の製作に挑戦してもらいました。

製作したオリジナル投票済証は、次に実施される選挙で実際に配布する予定です。ぜひ、次回の選挙で投票に行き、ユニークな投票済証を手にとってみてください！



ワークショップの様子は
こちらから！
(市ホームページ)



▲参加学生が製作した投票済証
(代表1人分)



▲ワークショップに参加した皆さん



▲模擬選挙の様子

12 つくる責任
つかう責任



すすめ！

みんなの

SDGs



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

湖南省は持続可能な開発目標(SDGs)の達成をめざしています。

生ごみの減量化で環境への配慮を

市では家庭用の生ごみ処理機購入を支援し、家庭内で発生する生ごみの減量化を促進しています。

生ごみ処理機には、微生物を用いて分解するものや熱風で乾燥させるものなどの種類があり、生ごみ特有の嫌なにおいを解消するだけでなく、肥料として再利用することも可能です。

生ごみは約80%が水分で占められており、焼却するには多くの燃料が必要となります。生ごみを減量化することで、焼却時間の短縮や燃料代の削減にもつながり、焼却の際に排出される二酸化炭素も減らせるので、SDGsの目標達成にも関わっています。

また生ごみ自体を減量化するためには、普段のお買い物の際に、使い切れる量の食材だけ購入することや

調理の際に食べられる部分まで除去しない、食べ残しをなくすといった、食品ロス削減の取組も有効です。日本では年間523万トン(令和3年度推計)もの食品ロスが発生していることから、その削減がとても重要なものとなっています。

今一度、普段の消費生活を見つめ直し、生ごみの減量化に努めていただきますようお願いいたします。

※補助率は購入額の3分の1(上限1万円)としています。予算上限に達し次第終了となります。補助金申請をお考えの人は、事前に問までお問い合わせください。

問環境政策課(東庁舎) TEL71-2326 FAX72-2201

シリーズ 湖南省が進める小規模多機能自治について③

地域で見守る高齢社会 ～地域包括ケアシステム～

湖南省版小規模多機能自治基本構想では、各地域で高齢化が進む中、免許証の自主返納などにより窓口に来られない高齢者の皆さんに、自らの生活圏域で福祉や医療など一定程度のサービスが完了できる仕組みを構築することが大切であるとしています。

この構想の大きな軸の一つとして高齢者に対する見守りや支援があり、現在も地域と行政がそれぞれの立場での支援を行っています。

地域づくりの拠点である各地域まちづくり協議会では、閉じこもりを防ぎ、つどいの場を提供するカフェや買い物支援などの活動をしていただいています。

行政においては、高齢者の介護や認知症、権利擁護や介護予防、生活の困りごとなどさまざまな相談に対する総合相談窓口である地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉そして地域（老人クラブや自治会、NPO法人など）が一体となり、住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすための地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。



▲下田学区まちづくり協議会で行われているちょこっとカフェ

このシリーズでは毎月、市が進める小規模多機能自治基本構想をわかりやすくお知らせしています。

問地域創生推進課（東庁舎） TEL71-2315 FAX72-2000

インターネット通販に関するトラブルが後を絶ちません。令和4年に法律が改正され、インターネット通販は注文確定前の最終確認画面で①分量②販売価格・料金③支払いの時期・方法④商品引き渡し時期⑤返品解約の条件・連絡方法・連絡先を明確に表示することが定められました。また、定期購入の場合は各回の分量や代金、請

インターネットで「初回購入価格1980円」という化粧品のご覧を見つけた「いつでも解約可能」とあったので申し込み、後払いで支払った。その20日後、2本の化粧品が届き、代金1万2千円の請求書が同封されていた。解約を忘れていたことに気づき、連絡したところ「解約は次回の商品が届く10日前までに電話での申し出が必要。今回の代金は支払ってほしい」と言われた。

消費者
悩みの相談室

インターネット通販の

トラブルに注意！

「最終確認画面」をスクリーンショットで
保存しましょう！

求時期、発送時期の表示も義務付けられました。さらに消費者を誤認させるような表示も禁止されました。これに違反する表示によって消費者が誤認し契約申込を行った場合、消費者が契約を取り消しできる可能性があります。

インターネット通販で定期購入の申し込みをする時は、注文確定前の最終確認画面で契約内容をよく確認し、トラブルの際の証拠としてスクリーンショットなどの画像で画面を残しておきましょう。



問消費生活センター（東庁舎）

TEL 71-2360
FAX 72-3788